

愛知県教育委員会 長谷川洋教育長様

2021年8月16日

行政を考える住民の会

事務局 宮崎邦彦

住所 [REDACTED]

「窃盗に係る津島北高等学校長の処分に対して」教育委員会が、責任等を示すことを求める請願

請願の趣旨、理由

- 1 2021年8月11日「窃盗に係る高等学校長の処分」発表（資料1）。  
内容、津島北高等学校 校長 停職6か月、処分理由窃盗
- 2 8月12日 中日新聞報道（資料2）。  
県教委企画課の主査だった当時の、2018年12月31日他人のプリペードカードを持ち帰った。とある。この年度で、進退伺いである。  
職員録からすると、その後、この主査は2019年4月、津島北高校へ校長として異動、ということである。  
2019年7月4日、不起訴（起訴猶予）処分（資料1）とある。  
ここでも、動きがない。
- 3 2021年3月26日に県教委に送られた匿名メールで発覚（資料1の2枚目）  
本来は、この時点で、校長職は、外されるべきであったといえる。教育委員会の人事対応の誤りであった。  
2021年4月も津島北高校 校長であった。  
2021年4月8日、本件、非違行為報告書提出されている。  
2021年4月7日、4月23日、教委は事情聴取を行っている。  
ここで、更迭等の措置がなされるべであった。
- 4 津島北高校関係者は、どのように受け止めたのかは不明であるが、県教委時の、事案で、津島北高校が注目を浴びたことになったといえる。  
県教委が、事件を気づかなかつたことも問題であるかもしれない。  
さらに県教委が津島北校長にしたことも問題になる。この窃盗事件について、何の責任、関係もない、津島北高校関係者にとっては、どのように受け止められたのか、と考えてしまう。県教委の失態は明らかである。
- 5 県教委の再発防止の取り組みの中に（資料1の2枚目）、本事案について要約すると、「事務局勤務、その後、校長職としての非違行為は教育委員会としては忸怩たる思いを禁じ得ない」とあるが、具体的にどのようなことか、説明がなされているとは言い難い、具体的に表明する責任があるといえる。



教育委員会としての反省として、当初、非違行為の報告がなされなかつたこと、非違行為を知る事ができなかつたこと、結果的には、津島北校長にしてはいけなかつたことを、してしまつたということ。その結果津島北高校には、とんでもないことを負わせてしまつたということの反省が一切ない。

自らの失敗について、明確な反省説明がなされずに、再発防止に取り組めるのか、疑問である。

- 6 2019年度、の津島北高校の卒業時には、この校長はどのようにしていたのかわからないが、少なくとも、卒業生とともに過ごしていたのではないかといえる。

少なくとも、生徒、卒業生、保護者に対して、職員に対して、(回復困難なことを)負わせたものは計り知れない事に対して、教育委員会は、責任があることは明らかであるといえる。不祥事の根絶を図る（資料1の2枚目）ということであるから、具体的な対応で示してもらうために請願に至る。

#### 請願事項

- 1 津島北高校、生徒、卒業生、保護者、職員に対して、津島北高校校長人事等についての弁明と、責任を示すこと、及び責任を取ることを求める。
- 2 ~~2019年12月31日~~、本件元主査の教育委員会事務局、当時の上司等の監督責任を問うと、ともに処分を求める。
- 3 本件、事案についての、組織として、誤り、と問題点、察知できなかつた点、背景、対応の遅れ等を明確にして公表すること。

添付資料 資料1 公立学校長の懲戒処分について 2枚

資料2 2021年8月12日 中日新聞 1枚

(口頭意見陳述希望)